

# 福岡県環境教育学会規約

## 第1条 名称

本会は福岡県環境教育学会と称する。本会は日本環境教育学会福岡県支部を兼ねる。

## 第2条 事務局

本会に事務局を置く。その所在地は別に定める。

## 第3条 目的及び活動

本会は福岡県における環境教育に関する研究を推進し、会員相互の情報交換を図ることを目的とし、以下の活動を行う。

- (1) 年会、例会を開催し、年会では講演会及び一般発表を行う。
- (2) ニュースレター等の発行
- (3) 環境教育に関する諸団体との交流
- (4) その他、目的を達成するために必要な事業

## 第4条 会員の組織

- (1) 本会は、本会の趣旨に賛同し、本規約により定める手続きにより加入した個人及び法人をもって構成する。
- (2) 本会に加入しようとする者は、所定の申込書に年会費1年分を添えて申し込まねばならない。
- (3) 加入申し込みの受理は、運営委員会による協議を踏まえ、会長が決定する。

## 第5条 会費

年会費は、個人正会員 2,000 円、学生会員 1,500 円、法人会員 15,000 円（一口）とする。

## 第6条 会員の権利、義務及び資格

- (1) 会員としての資格は、加入申し込みが受理されたときより発生する。
- (2) 会員は、脱退、除名、抹消の各場合にその資格を喪失する。
- (3) 会員の脱退は、その理由を記した書面による申し出を会長が受理したときに成立し、同時に当該会員は会員資格を喪失するものとする。
- (4) 会員は、次の権利を有す。
  - ① 役員組織の選挙権、被選挙権
  - ② 総会における発言権、投票権
  - ③ 年会ごとに定められた方法により発表を行う権利
  - ④ ニュースレターの配付等、学会の提供する利益を受ける権利
- (5) 会員は、次の義務を負う。
  - ① 会費を毎年納入する義務
  - ② 本会規約を遵守する義務
  - ③ その他本会の発展のために協力する義務

## 第7条 会計

- (1) 本会の経費は、会費その他の収入をもってあて、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。会計監査を置き、年1回監査を行う。
- (2) 学会が管理する預金口座の登録住所は、会計担当者の住所とする。

## 第8条 役員組織

本会に会長（1名）、副会長（1名）、運営委員（20名程度）を置く。役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。役員の選出方法は別途定める。

- (1) 会長  
総会及び運営委員会を招集し、会務を総括する。
- (2) 副会長  
会長を補佐する。副会長は運営委員の互選により選出する。
- (3) 運営委員は個人正会員及び学生会員の中から公募によって地区ごとに選出する。運営委員会を構成し、会務の運営その他必要事項について審議する。

## 第9条 総会

会長は毎年1回、定期総会を招集し、総会では会務報告及び重要事項について協議する。また必要な場合は臨時総会を開くことができる。総会での議決は出席者の過半数による。

## 第10条 運営委員会

運営委員をもって構成し、本会事業を推進するため次の委員を置くことができる。

- (1) 事務局 総務・庶務・会計等の実務を担当する。
- (2) 企画委員 総会、年会、例会その他の事業を計画実施する。
- (3) 編集委員 ニュースレターの編集を行う。

## 第11条 会計監査

会計監査は2名を置く。1名は会員から、他の1名は会員以外から運営委員会が選出し、総会で承認を得て、会計の監査に当たる。任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

## 第12条 賞罰及び会員資格の制限

- (1) 会長は、会員にして本会に特に貢献のあった者について、運営委員会の協議を踏まえ、これを褒賞するものとする。
- (2) 会長は、必要と認められる者について、運営委員会の協議を踏まえ、処分をするものとする。
- (3) 会長は、本会又は会員の利益を守るために必要な限度において、別途定めるところにより、現在の連絡先を学会に報告しない者、及びその他必要と認められる者の会員登録を抹消し、又はその会員資格の一部、又は全部を停止することができる。

## 第13条 規約の改正

本規約の改正は、運営委員会により原案を作成し、総会の承認を得るものとする。

附則 この規約は 1998年8月30日から施行する。

附則 この規約は 2001年6月10日から施行する。

附則 この規約は、2004年8月7日から施行する。

附則 この規約は、2006年8月5日から施行する。